平成２９年（フ）第３９７号
愛知県岡崎市不吹町１番地11　ガーデンタウン花水木　Ａ―102
破産者　阿曽　寿光
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２２８号
神戸市西区今寺27番地の８
破産者　善竹　文勝
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第３０号
愛媛県今治市伯方町木浦甲4514番地１、前住所大分県大分市大字古国府550番地の２　シャングリラ花園403
破産者　大江　棟春
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第３８号
高知県幡多郡大月町大字添ノ川15番１号地
破産者　森岡　　實
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第８１号
福岡県久留米市善導寺町与田181番地15
破産者　原田　浩二
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第８２号
福岡県久留米市善導寺町与田30番地16
破産者　原田　則行
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第８３号
福岡県久留米市善導寺町与田30番地16
破産者　原田　洋子
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第８４号
福岡県久留米市善導寺町与田30番地16、前住所福岡県久留米市合川町2019番地１　コンフォールⅡ102号
破産者　原田　裕二
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２１７号
福岡県久留米市白山町565番地２　レジデンス亜依Ⅰ301号
破産者　清水　麻聖
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第６０７号
北九州市八幡西区則松６丁目10番８号
破産者　高崎　智明
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６４０号
福岡県中間市東中間２丁目17番13号　ディアス新町101号
破産者　倉田絵里香（旧姓廣瀬）
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６７２号
北九州市門司区下馬寄14番22―703号
破産者　松尾　実香
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続終結

平成２９年（フ）第２２５６号
東京都大田区大森西２丁目22―８
破産者　山田　真弘
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７４４号
東京都板橋区舟渡３丁目19―４、開始決定時の住所東京都北区浮間３丁目19―４―410
破産者　小林　憲一
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７９２号
東京都江東区東砂８丁目22―17
破産者　梅原　　健
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０７４号
東京都港区虎ノ門１丁目12番14号
破産者　株式会社アド・ティーアンドエス
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８１９号
東京都江戸川区西葛西７丁目５―16―103、開始決定時の住所東京都杉並区高井戸西１丁目９－２―104　日神パレステージ高井戸西
破産者　石塚　芳明
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９３５号
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目13番地４号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目18番地５号
破産者　株式会社ヒラカワコーポレーション
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部